

姫路における県立病院のあり方に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 「兵庫県立姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院の統合再編検討基本方針」を踏まえ、兵庫県立姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院（以下「両病院」という。）の統合再編に向けた検討を行うため、姫路における県立病院のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を病院事業管理者に報告する。

- (1) 中播磨・西播磨医療圏域の医療需要の現状及び将来推計並びに課題
- (2) 両病院の診療機能、診療体制等の現状及び課題
- (3) 両病院の診療機能再編案及び施設・設備等整備案
- (4) 新病院の整備候補地
- (5) その他、両病院の統合再編に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる 14 人以内の委員で組織する。

(会長)

第 4 条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、会議が開かれる前に委任状を会長に提出しなければならない。
- 4 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第6条 委員(県職員である委員を除く。)が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 前条第3項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第7条 委員が委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により行政職8級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。ただし、県の職員である委員については、当該職員の職務の級に基づく額とする。

3 第5条第3項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、旅費を支給する。この場合において、代理人の格付けは、委員本人と同格とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、病院局企画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年3月11日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成27年12月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、病院事業管理者が招集する。

(別表)

「姫路における県立病院のあり方に関する検討委員会」委員名簿

区 分	役 職	氏 名
行 政	姫路市医監	河原 啓二
	中播磨健康福祉事務所長	仲西 博子
	龍野健康福祉事務所長	大橋 秀隆
医 師 会	姫路市医師会長	空地 顕一
医 療 機 関	姫路循環器病センター院長	向原 伸彦
	製鉄記念広畑病院院長	橘 史朗
住 民 代 表	姫路市連合自治会副会長	伊藤 孝
外 部 有 識 者	全国自治体病院協議会長	邊見 公雄
	県病院協会長、神戸赤十字病院顧問	守殿 貞夫
	県民間病院協会副会長、石川病院理事長	石川 誠
	ホスピタルマネジメント研究所代表	谷田 一久
大 学	神戸大学医学部附属病院長	藤澤 正人
運 営 主 体 ・ 病 院 関 係 者	兵庫県病院事業副管理者	岡本 周治
	製鉄記念広畑病院理事	田中 設也